

# 【第5期】長浜市債権管理計画

2025年度（令和7年度）

～

2027年度（令和9年度）

令和7年3月

長 浜 市

# 目 次

## 第1章 これまでの債権管理計画の取組

1	取組の成果	3
2	取組の現状と分析	5

## 第2章 第5期債権管理計画の目標と取組

1	計画策定の趣旨	8
2	計画期間	8
3	計画目標	8
4	目標実現に向けた取組	12

### <参考資料>

第4期債権管理計画期間における中間実績取りまとめ	14
対象とする債権の根拠法令	19

## 第1章 これまでの債権管理計画の取組

本市では、歳入の確保による財政健全化と市民負担の公平性の確立に資することを目的として、平成25年10月1日に「長浜市債権管理条例」を施行し、市の債権管理のより一層の適正化に全庁一体となって取り組んでいます。

同条例第6条の規定から平成25年10月に第1期長浜市債権管理計画（以下「第1期計画」という。）、平成28年3月に第2期長浜市債権管理計画（以下「第2期計画」という。）、平成31年3月に第3期長浜市債権管理計画（以下「第3期計画」という。）、令和4年3月に第4期長浜市債権管理計画（以下「第4期計画」という。）を策定し、目標収納率等を定めて適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化等、未収金の削減に向けて取組を進めてきました。

第1期計画	計画期間	平成25年度～平成27年度
	計画目標	計画期間の各年度について、前年度の収納率を上回ることを目標とし、滞納繰越額の削減を図る。
第2期計画	計画期間	平成28年度～平成30年度
	計画目標	平成27年度末の市全体未収額（見込額17億2千万円）に対し、平成30年度末時点で1億円（5.8%）以上削減することを指標として債権管理に尽力する。
第3期計画	計画期間	令和元年度～令和3年度
	計画目標	現年度分について、各前年度の収納率を維持するとともに、平成30年（2018年）度末の市全体未収額（見込額約15億円）に対し、令和3年（2021年）度末時点で10%（約1.5億円）以上削減することを指標として債権管理に尽力する。
第4期計画	計画期間	令和4年度～令和6年度
	計画目標	令和3年度（2021年度）末の削減目標として設定している債権の未収金額の合計額（見込額約13億円）を、令和4年度から令和6年度の各年度の「現年度分の未収金額」、「滞納繰越分の未収金額」も含めて、令和6年度（2024）年度末時点で4千8百万円以上削減する。

# 1 取組の成果

## 第1期計画（平成25年度～平成27年度）

強制徴収債権では催告、財産調査、差押等の滞納処分を強化し、なかでも搜索や動産、不動産公売の滞納処分は県下でも上位に入る件数となりました。

非強制徴収債権では平成26年度から市長部局の債権所管課において弁護士委託による催告を実施し、その結果、主要債権の平成24年度末における未収金額が約20億5千万円であったものが、平成27年度末で約16億円と約4億5千万円削減できました。

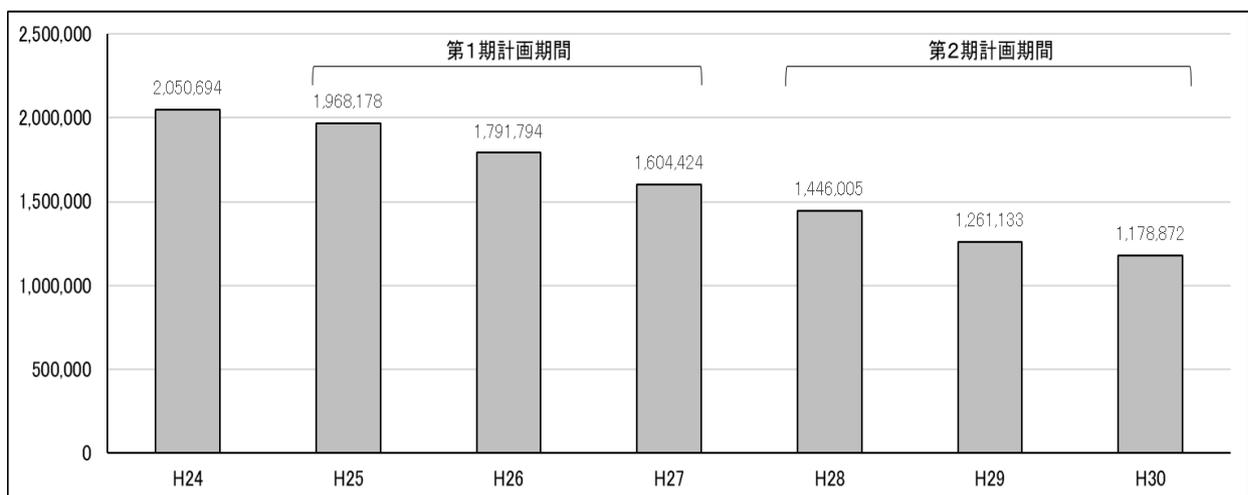
## 第2期計画（平成28年度～平成30年度）

第2期では引き続き催告、財産調査、滞納処分に加え、平成30年度からは債権管理の一元化を進め、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料の債権回収を滞納整理課が担い、非強制徴収債権では弁護士委託による催告のほか、少額訴訟を実施し、債権回収の強化を図りました。

その結果、主要債権の平成27年度末における未収金額が約16億円であったものが、平成30年度末で約11億7千万円と約4億3千万円削減できました。

未収金額の推移（第1期及び第2期計画）：債権管理条例（徴収計画）の運用実績と評価から

単位：千円



（平成30年度から公共下水道使用料及び公共下水道受益者負担金が特別会計から公営企業会計へ移行したことに伴い、平成31年3月末決算で未収金額を算出するところですが、第2期計画の目標設定が平成31年4月、5月の出納整理期間を含めた形で目標設定を行っているため、整理期間も含めた形で未収金額の推移を比較しています。）

### 第3期計画（令和元年度～令和3年度）

第3期では、全体目標の実現のため、強制徴収公債権は、催告、財産調査、滞納処分 of 適切な実施に加え、新たにキャッシュレス決済による納付を導入し収納チャンネルの拡充を図りました。非強制徴収公債権は、弁護士委託による催告（回収）に加え、少額訴訟等の法的措置等を実施するなど徴収強化に努めました。

新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の悪化、それに伴う徴収猶予等から、令和2年度末には未収金額は約16億円となり一時的に増額となりましたが、市税及び後期高齢者医療保険料を除く債権では減少し、削減に向けての成果が表れました。

結果、第3期計画の全体目標（平成30年度末の未収金額から1億5千万円以上の削減）を上回る約2億1千万円を削減することができました。

### 第4期計画（令和4年度～令和6年度）

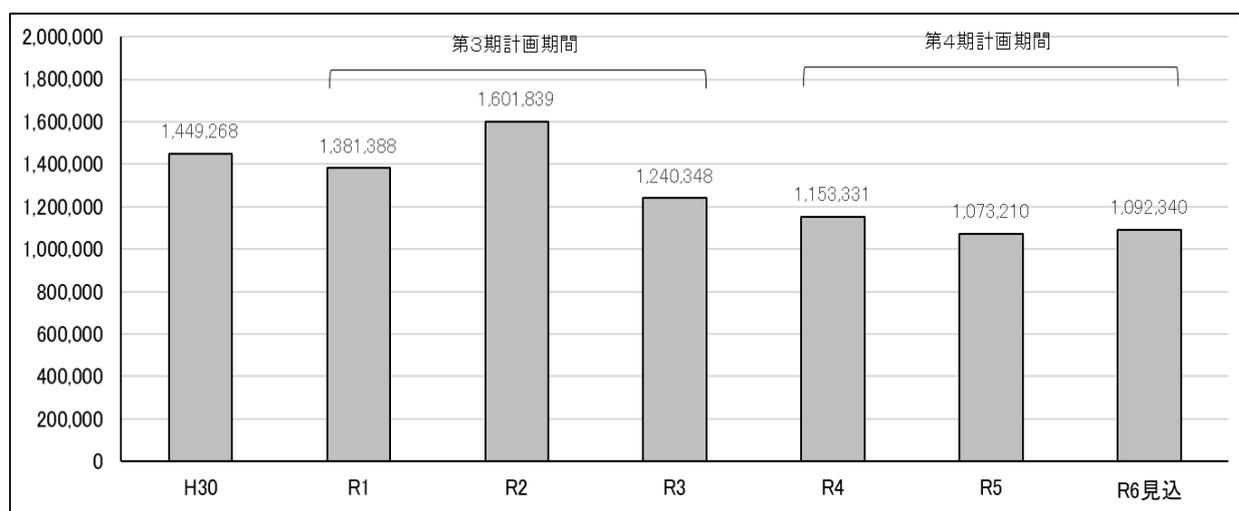
令和3年度末における未収金額が、約12億4千万円であったものが、令和4年度末は、約11億6千万円、令和5年度末は、約10億7千万円となり、約1億7千万円削減しました。

社会情勢が不安定となり物価上昇による経済状況が悪化するなか、催告、財産調査、滞納処分による債権回収を確実にを行い、また、非強制徴収債権については、弁護士委託による催告、徴収困難な案件の滞納整理課への一時移管及び少額訴訟等の法的措置を実施しました。

第4期の全体目標（令和3年度末の未収金額から4千8百万円以上の削減）に向けての取組の成果が大きく現れています。

#### 未収金額の推移（第3期及び4期計画）：債権管理条例（徴収計画）の運用実績と評価から

単位：千円



（平成30年度の未収金額が第3期計画に移行した時点で約2億7千万円増加しているのは、第3期計画から公共下水道使用料及び公共下水道受益者負担金が平成30年度に特別会計から公営企業会計へ移行したことに伴い、翌年5月までの出納整理期間がない3月末決算として目標設定を行ったことが影響しています。）

## 2 取組の現状と分析

### (1) 新たな未収金の発生抑止

#### ① 新たな収納方法の利用啓発及び収納方法の拡充

市税の納付については、国が推進する地方税統一QRコードを導入し、納付の利便性を向上させ、また、新たなキャッシュレス決済による収納方法を積極的に追加しました。

##### [拡充した収納方法]

<市税>

地方税統一QRコード (eL-QR)

<市税・保険料等 (P14、P15 の①～⑥、⑩の債権) >

楽天銀行、PayB

<公共下水道使用料等 (P14、P15 の⑨～⑪の債権) >

J-coin pay、d払い、Fami Pay

##### [拡充前の収納方法]

<市税・保険料等 (P14、P15 の①～⑥、⑩の債権) >※

モバイルレジ、インターネットバンキング払い、クレジットカード払い、

LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い、J-Coin

<公共下水道使用料等 (P14、P15 の⑨～⑪の債権) >※

LINE Pay、PayPay、au PAY、PayB、楽天銀行、銀行Pay (ゆうちょ Pay、こい Pay、YOKA! Pay、OKI Pay)

(※ LINE Pay 請求書支払いは 2025 年 4 月 23 日をもって収納受付終了)

#### ② 発生抑止に向けた様々な手法の活用

口座振替の推奨を徹底しながら、一部の債権所管課ではSMS (ショートメッセージサービス) やアプリを活用した督促や、訪問徴収等により、未収金の早期回収に努めました。

##### 【今後に向けて】

- ・未収金の発生抑止に向け、国が推進する地方税統一QRコードの更なる拡充に取り組みつつ、口座振替納付への勧奨、新たに導入された収納方法 (キャッシュレス決済による納付) の周知啓発を引き続き行う必要があります。

### (2) 未収金の累積防止

#### ① わかりやすい制度説明、多言語対応

丁寧な制度説明を行うことを心がけ、また、多言語に対応するため、通知文等の翻訳、翻訳機やリモート通訳機等の活用に努めました。

#### ② 徴収猶予、減免制度等の適用

徴収猶予や減免制度等への理解を深めるため、関係部署と連携を図りながら制度の適用を進めました。

### ③ 業務の効率化、民間活用

業務の効率化及び徴収職員が本来業務に専念できる体制を整えるために、定型、定量の事務や専門的知識を要する業務については、弁護士事務所等を活用するなど民間委託を行い、未収債権の回収を行いました。

#### 【今後に向けて】

- ・在留外国人の増加に伴い外国人滞納者も増加傾向にあるなか、翻訳機やリモート通訳機等の利用頻度が増加することが予測されるため、様々な情報端末を操作できるよう、積極的に活用していく必要があります。
- ・徴収猶予や減免の適用については、法に則した適切な事務処理が求められるため、積極的な研修の参加やマニュアル作成などにより、制度を正しく理解する必要があります。
- ・業務の効率化を図るため、預貯金照会業務電子サービスの活用を検討します。

## (3) 既存未収債権の削減

### ① 滞納処分、法的措置等の実施に向けた弁護士との連携

未収債権の回収を強化するため、定期的に弁護士相談会を実施し、すべての債権所管課において法的措置が図れるよう努めました。また、非強制徴収債権の債権回収の強化を図るため、弁護士による催告の取組を、引き続き実施しました。

### ② 財産調査、実態調査等の情報収集

法的措置の実施や、不納欠損に向けた財産調査、実態調査を確実に行うことにより、適切な債権管理に努めました。

#### 【今後に向けて】

- ・滞納処分、法的措置の実施や執行停止、債権放棄等を実施するために、その前提となる財産調査等を継続して行っていく必要があります。
- ・文書催告や電話催告を強化し、また、連帯保証人に対しても積極的に通知することで、未収債権を削減していく必要があります。

## (4) 全庁一体となった取組の推進

### ① 債権管理委員会を中心とした取組及び進捗管理

全庁的な債権管理の推進体制を継続するため、引き続き債権管理委員会において、各債権所管課の取組に対する総合的な調整を図りました。また、事務局である滞納整理課において定期的に各債権所管課に対してヒアリングを実施し、債権管理の進行状況の確認や管理体制について助言を行いました。

## ② 財産調査に向けた同意を得ることの徹底

財産調査の権限を持たない非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）について、滞納者本人の同意があれば課税情報等から財産等の情報を取得することができるため、債務不履行があった場合速やかに情報収集ができるよう、債権の発生時等に財産調査の同意を明記した書面（同意書、申請書、申込書又は確認書）の提出を徹底しました。

## ③ 人材の育成、事務引き継ぎの徹底

人事異動等で担当者が変わった場合であっても、債権管理の取組が円滑に実施できるよう、債権管理マニュアルの作成、事務引き継ぎの徹底を行うとともに、庁内外で開催される債権回収関連研修への積極的な参加を促しました。

## ④ 徴収困難案件に対する一時移管事務の確立

円滑に債権回収ができる業務体制の見直しと債権回収の取組を支援するため、定期的を実施する債権管理進捗ヒアリングや、強制徴収公債権を対象とした情報交換会において、事務局である滞納整理課から助言や情報提供を行うとともに、ノウハウを蓄積した関係課による実務指導や資料提供により庁内の更なる連携強化を図りました。

非強制徴収債権における徴収困難案件に対して、滞納整理課へ徴収事務を一時移管し、今後の滞納整理方針の検討や法的措置に向けた弁護士への委託等、適正な債権管理に向けた新たな体制の構築を図りました。

### 【今後に向けて】

- ・財産調査の同意を得ることができなかった者に対し、同意を得るための対応を継続して検討していく必要があります。
- ・債権回収の専門知識や徴収スキルを継承していくため、未収債権担当者会議を実施し、債権回収に精通した弁護士による新任担当職員を対象とした研修会の実施や、参考文献の提供を積極的に行い、人材育成の強化に取り組みます。

## 第2章 第5期債権管理計画の目標と取組

### 1 計画策定の趣旨

債権管理計画も第5期をむかえ、これまでの計画に基づく取組により第4期の途中までは未収金額は減少傾向であり、各債権所管課における債権管理に関する取組への意識やそのノウハウについても定着から運用、発展へとつながり、現年度分においては債権回収に向けた取組が確立されつつあります。

今後はこれらの取組を継続していくことが重要であり、それと併せて長期間回収困難となっている事案については、各事案の状況を確認しながら、最も効果的な債権整理を行っていく必要があります。

これらの状況を受け、今回の債権管理計画では、引き続き未収金額の削減を全体目標として、次のとおり計画を策定します。なお、今回の計画からは児童扶養手当返還金を対象債権として含め、適正な債権管理に向けた進捗確認を行います。

### 2 計画期間

令和7年度～令和9年度 【3か年計画】

### 3 計画目標

#### (1) 全体目標

令和6年度（2024年度）末の削減目標として設定している債権の未収金額の合計額（見込額約7億6000万円）を、令和7年度から令和9年度の各年度の「現年度分の未収金額」、「滞納繰越分の未収金額」も含めて、令和9年度（2027年度）末時点で5100万円以上削減します。

#### [補足]

毎年度、現年度分未収金額が約2億5000万円、3年間で約7億5000万円の未収金の発生が想定されるため、目標の達成に向けて3年間で約8億100万円（7億5000万円＋5100万円）の債権回収・整理を行っていくことになります。

(2) 対象とする債権及び未収金額の債権別目標

債権名	区分	R5 年度 決算	R6 年度 決算見込	未収金額 (R6 年度)	R7 年度 予定	R8 年度 予定	R9 年度 予定	削減目標 (千円)
①市税 【強制】	現年度 収納率 (%)	99.4	99.3	332,866	341,052	337,377	329,966	△2,900
	滞納繰越 収納率 (%)	32.8	24.7					
	不納欠損額 (千円)	23,409	29,442					
	未収金額 (千円)	318,686	332,866					
②国保健康保 険料 (税) 【強制】	現年度 収納率 (%)	96.3	95.9	154,194	151,705	139,737	123,464	△30,730
	滞納繰越 収納率 (%)	40.5	36.1					
	不納欠損額 (千円)	30,155	28,472					
	未収金額 (千円)	152,714	154,194					
③後期高齢者 医療保険料 【強制】	現年度 収納率 (%)	99.8	99.5	7,884	9,251	10,023	10,475	2,591
	滞納繰越 収納率 (%)	58.0	40.0					
	不納欠損額 (千円)	129	209					
	未収金額 (千円)	4,512	7,884					
<p>少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時に比べて後期高齢者は1.2倍、現役世代からの支援分が1.7倍と負担が増えたことから、負担平準化のため伸び率が同じとなるよう後期高齢者の保険料が見直され医療保険料の負担が増額となった。また加入者数も増加傾向にあり、これらに比例して、年々保険料の収入調定額も増加しているため。</p>								
④介護保険料 【強制】	現年度 収納率 (%)	99.9	99.7	10,735	11,870	12,621	13,002	2,267
	滞納繰越 収納率 (%)	47.0	40.0					
	不納欠損額 (千円)	2,150	2,466					
	未収金額 (千円)	9,178	10,735					
<p>第一号被保険者数が増加傾向にあるため、収入調定額の増額が予測される。また要介護（支援）認定者数も増加見込みであり、提供が必要なサービス量の増加による介護保険料の増額が予測され、収納率を維持しても未収金額は増額となるため。</p>								
⑤保育所保育 料 【強制】	現年度 収納率 (%)	99.9	99.7	2,037	2,408	2,133	1,916	△121
	滞納繰越 収納率 (%)	25.2	23.0					
	不納欠損額 (千円)	403	63					
	未収金額 (千円)	2,117	2,037					
⑥市営住宅使 用料 【私債権】	現年度 収納率 (%)	98.6	97.3	12,472	12,486	12,448	12,364	△108
	滞納繰越 収納率 (%)	13.7	11.5					
	不納欠損額 (千円)	450	0					
	未収金額 (千円)	12,056	12,472					

債権名	区分	R5年度 決算	R6年度 決算見込	未収金額 (R6年度)	R7年度 予定	R8年度 予定	R9年度 予定	削減目標 (千円)
⑦住宅改修資金貸付金等 【私債権】	現年度 収納率 (%)	97.7	96.3	115,130	108,344	102,740	97,277	△17,853
	滞納繰越 収納率 (%)	3.3	4.0					
	不納欠損額 (千円)	7,917	8,523					
	未収金額 (千円)	128,450	115,130					
⑧農業集落排水処理施設使用料 【非強制】	現年度 収納率 (%)	99.4	99.4	3,932	3,648	3,218	2,994	△938
	滞納繰越 収納率 (%)	31.2	37.6					
	不納欠損額 (千円)	348	23					
	未収金額 (千円)	4,118	3,932					
⑨学校給食費 【私債権】	現年度 収納率 (%)	99.7	99.7	2,715	2,511	2,253	2,105	△610
	滞納繰越 収納率 (%)	50.6	40.0					
	不納欠損額 (千円)	0	0					
	未収金額 (千円)	2,240	2,715					
⑩公共下水道 使用料 【強制】	現年度 収納率 (%)	99.4	99.2	38,724	40,963	39,295	38,057	△667
	滞納繰越 収納率 (%)	32.8	37.3					
	不納欠損額 (千円)	3,062	1,546					
	未収金額 (千円)	35,483	38,724					
⑪病院診療費 (長浜病院) 【私債権】	現年度 収納率 (%)	98.7	98.2	75,135	75,791	75,114	73,429	△1,706
	滞納繰越 収納率 (%)	19.8	24.8					
	不納欠損額 (千円)	728	514					
	未収金額 (千円)	68,990	75,135					
⑫病院診療費 (湖北病院) 【私債権】	現年度 収納率 (%)	99.1	99.3	3,846	3,106	3,100	3,094	△752
	滞納繰越 収納率 (%)	35.5	40.3					
	不納欠損額 (千円)	7	81					
	未収金額 (千円)	4,300	3,846					

※⑩⑪⑫の公営企業会計に本来出納整理期間はありませんが、本計画の目標設定にあたっては他の対象債権と同条件（出納整理期間である翌年4月及び翌年5月の納付を収入額に含む）で算出しています。

債権名	区分	R5年度 決算	R6年度 決算見込	未収金額 (R6年度)	R7年度 予定	R8年度 予定	R9年度 予定	削減目標 (千円)
⑬生活保護費 63条返還金 【強制・非強制】	現年度 収納率 (%)	93.9	83.1	※他の債権と異なり、定期的に発生する債権ではなく、事後的に判明し、額の多寡に幅のある債権であるため、発生及び削減の推移を予測することは困難であること、また、未納者の大半が生活保護受給者やひとり親であり、削減目標の設定になじまないことから、数値目標の設定は行わないこととします。 ただし、定期的に債権管理の状況等について、確認を行うこととします。				
	滞納繰越 収納率 (%)	12.4	23.9					
	不納欠損額 (千円)	35	461					
	未収金額 (千円)	4,004	3,467					
⑭生活保護費 78条徴収金 【強制・非強制】	現年度 収納率 (%)	8.5	12.8					
	滞納繰越 収納率 (%)	4.6	7.4					
	不納欠損額 (千円)	5,216	1,935					
	未収金額 (千円)	48,625	47,205					
⑮児童扶養手 当返還金 【強制・非強制】	現年度 収納率 (%)	78.7	80.0					
	滞納繰越 収納率 (%)	27.4	17.8					
	不納欠損額 (千円)	0	0					
	未収金額 (千円)	3,485	2,990					

【強制】 強制徴収公債権

【非強制】 非強制徴収公債権

【私債権】 私債権

#### 全体の未収金額の目標

	区分	R5年度 決算	R6年度 決算見込	未収金額 (R6年度)	R7年度 予定	R8年度 予定	R9年度 予定	削減目標 (千円)
上表①～⑮ の合計額	未収金額 (千円)	742,844	759,670	759,670	763,135	740,059	708,143	△51,527

#### (3) 各年度の現年度分・滞納繰越分の収納率について

直近の収納状況を確認しながら毎年度、策定する徴収計画で収納率等を設定し、その達成状況を確認、公表します。

## 4 目標実現に向けた取組

### (1) 新たな未収金の発生抑止

#### 新たな収納方法の利用啓発及び収納方法の拡充

未収金の発生抑止に向け、国が推進する地方税統一QRコードの更なる拡充に取り組みつつ、時代に即応した収納方法（キャッシュレス決済による納付）の拡充と周知啓発を引き続き行います。

#### 発生抑止に向けた様々な手法の活用

納付義務者にとって利便性の高い口座振替の推奨を徹底するとともに、文書催告、電話催告及び訪問徴収を引き続き行いながら、未収金の発生を抑止できるような様々な手法を検討していきます。 ※様々な手法の例（SMSやアプリを活用した督促等）

### (2) 未収金の累積防止

#### わかりやすい制度説明、多言語対応

制度の説明や納付相談における多言語対応に向け、翻訳機やリモート通訳機の積極的な活用に努めます。

#### 徴収猶予、減免制度等の適用

徴収猶予や減免制度等への理解を深めるための研修会の開催やマニュアルの作成により、関係課と連携を図りながら、制度の適用を進めます。

#### 業務の効率化、民間活用

更なる業務の効率化に向けた事務の見直し、預貯金調査の電子化や民間（外部）委託を活用します。

### (3) 既存未収債権の削減

#### 滞納処分、法的措置等の実施に向けた弁護士との連携

債権回収の強化に向け、すべての債権所管課において法的措置等の実施が図れるよう、弁護士相談会の実施や弁護士委託を活用します。

#### 財産調査、実態調査等の情報収集

法的措置の実施や不納欠損に向けた財産調査、実態調査等を行い、未収債権の削減に努めます。

### (4) 全庁一体となった取組の推進

#### 債権管理委員会を中心とした取組及び進捗確認

全庁的な債権管理の推進体制を継続するため、引き続き債権管理委員会において、各債権所管課の取組に対する総合的な調整を図るとともに、事務局である滞納整理課において定期的に各債権所管課に対してヒアリングを実施し、債権管理の進行状況の確認や管理体制について助言を行います。

### **財産調査に向けた同意を得ることの徹底**

財産調査を行うため本人からの同意を得る取組を徹底するとともに、同意を得ていない者への対応を検討します。

### **人材の育成、事務引き継ぎの徹底**

人事異動等により担当者が変わった場合でも、債権管理の取組が速やかに実施できるよう債権管理マニュアルの作成、事務引き継ぎの徹底を図るとともに、外部の債権回収関連研修への参加啓発、新任担当職員を対象とした研修会の実施や参考文献の提供を行います。

### **徴収困難案件に対する一時移管事務の確立**

非強制徴収債権における徴収困難案件に対する滞納整理方針の検討や法的措置に向けた弁護士への委託検討について、各債権所管課が活用しやすい仕組み作りを進めます。

### **目標数値の設定による収納率の向上**

長浜市債権管理条例第6条第2項に規定している徴収計画を毎年度作成し、各債権所管課が設定する収納率の目標達成に努めます。目標達成の成否によらず、その要因を精査し探究することにより翌年度以降の目標設定に活用します。

### **債権管理に係る取組内容等の共有**

各債権所管課における取組で、他の債権所管課においても効果が見込まれるものについては、積極的にその取組内容の共有を図ります。

### **根拠制度の見直しの検討**

債権の根拠となる要綱等で、施行当初から相当期間経過後も内容の見直しが行われていないものについて、より効果的に債権管理ができるよう見直しを検討します。

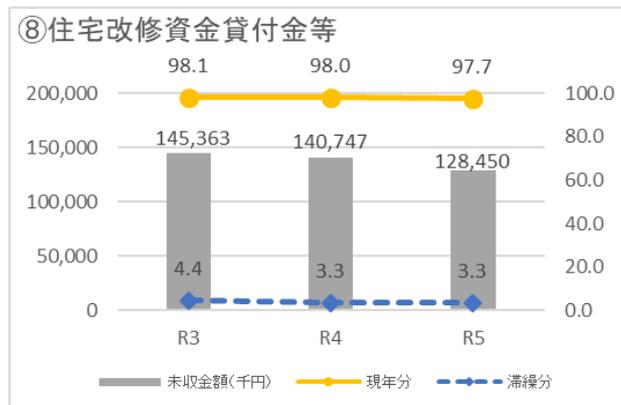
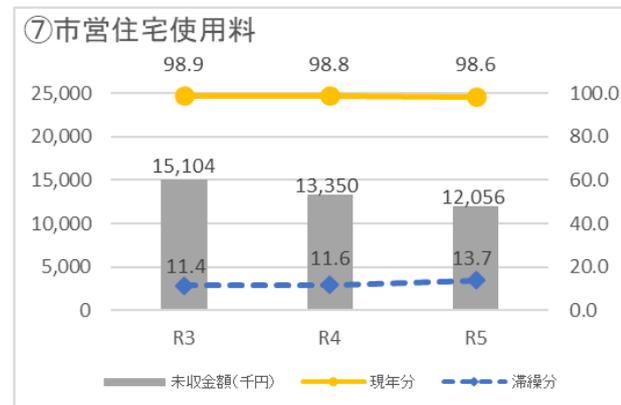
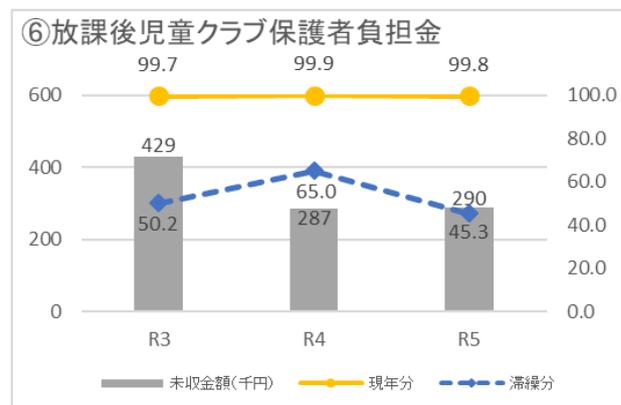
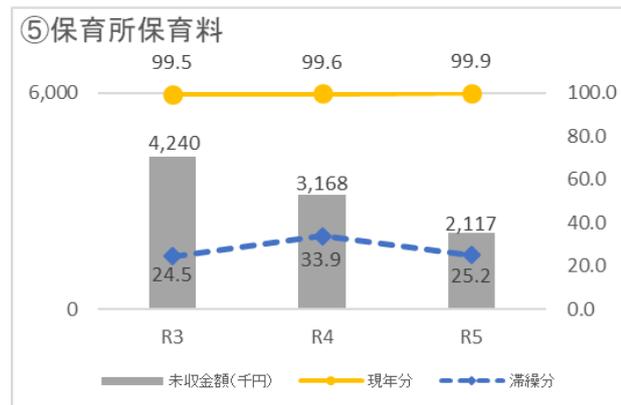
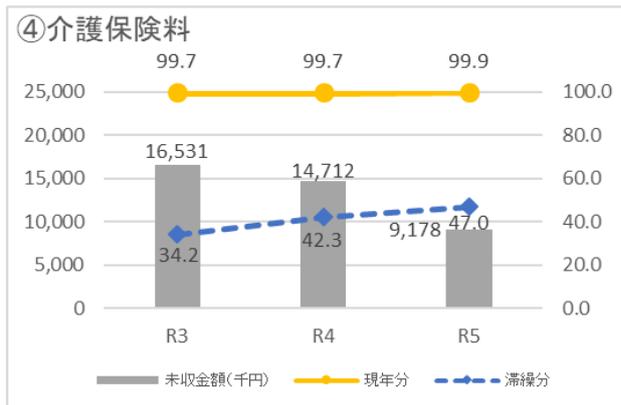
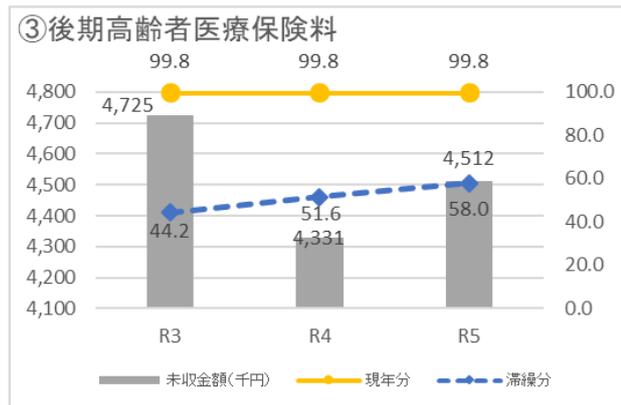
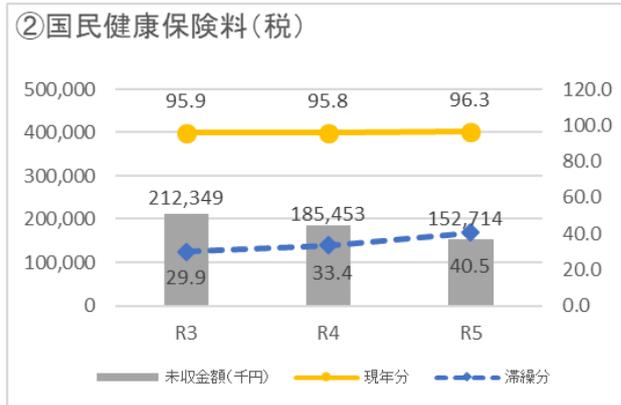
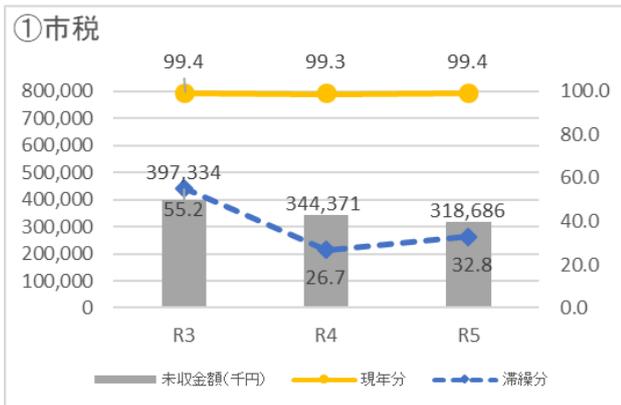
<参考資料>

【第4期債権管理計画期間における中間実績取りまとめ（債権別）】

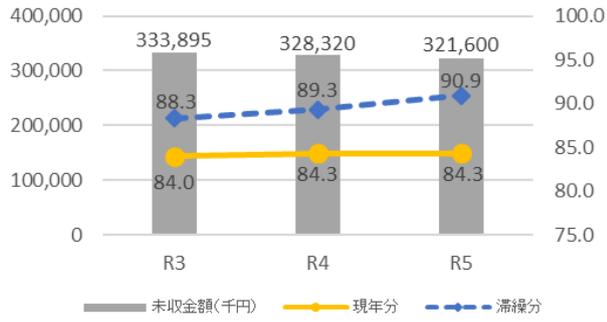
債権名	年度	収納率（％）		未収金額（千円）		
		現年分	滞繰分	現年分	滞繰分	合計
①市税 【強制徴収公債権】	R3	99.4	55.2	104,980	292,354	397,334
	R4	99.3	26.7	114,311	230,060	344,371
	R5	99.4	32.8	111,010	207,676	318,686
R3対R5比		0.0	▲ 22.4	6,030	△ 84,678	△ 78,648
②国民健康保険料（税） 【強制徴収公債権】	R3	95.9	29.9	85,582	126,767	212,349
	R4	95.8	33.4	80,977	104,476	185,453
	R5	96.3	40.5	75,884	76,830	152,714
R3対R5比		0.4	10.6	△ 9,698	△ 49,937	△ 59,635
③後期高齢者医療保険料 【強制徴収公債権】	R3	99.8	44.2	2,654	2,071	4,725
	R4	99.8	51.6	2,340	1,991	4,331
	R5	99.8	58.0	2,823	1,689	4,512
R3対R5比		0.0	13.8	169	△ 382	△ 213
④介護保険料 【強制徴収公債権】	R3	99.7	34.2	7,973	8,558	16,531
	R4	99.7	42.3	7,859	6,853	14,712
	R5	99.9	47.0	3,578	5,600	9,178
R3対R5比		0.2	12.8	△ 4,395	△ 2,958	△ 7,353
⑤保育所保育料 【強制徴収公債権】	R3	99.5	24.5	892	3,348	4,240
	R4	99.6	33.9	722	2,446	3,168
	R5	99.9	25.2	151	1,966	2,117
R3対R5比		0.4	0.7	△ 741	△ 1,382	△ 2,123
⑥放課後児童クラブ保護者負担金 【私債権】	R3	99.7	50.2	214	215	429
	R4	99.9	65.0	129	158	287
	R5	99.8	45.3	144	146	290
R3対R5比		0.1	▲ 4.9	△ 70	△ 69	△ 139
⑦市営住宅使用料 【私債権】	R3	98.9	11.4	775	14,329	15,104
	R4	98.8	11.6	883	12,467	13,350
	R5	98.6	13.7	990	11,066	12,056
R3対R5比		▲ 0.3	2.3	215	△ 3,263	△ 3,048
⑧住宅改修資金貸付金等 【私債権】	R3	98.1	4.4	244	145,119	145,363
	R4	98.0	3.3	224	140,523	140,747
	R5	97.7	3.3	258	128,192	128,450
R3対R5比		▲ 0.4	▲ 1.1	14	△ 16,927	△ 16,913
⑨公共下水道使用料 【強制徴収公債権】	R3	84.0	88.3	300,301	33,594	333,895
	R4	84.3	89.3	297,166	31,154	328,320
	R5	84.3	90.9	294,719	26,881	321,600
R3対R5比		0.3	2.6	△ 5,582	△ 6,713	△ 12,295

債権名	年度	収納率 (%)		未収金額 (千円)		
		現年分	滞繰分	現年分	滞繰分	合計
⑩公共下水道受益者負担金 【強制徴収公債権】	R3	99.6	91.9	78	34	112
	R4	98.6	100.0	72	0	72
	R5	99.4	100.0	16	0	16
R3対R5比		▲ 0.2	8.1	△ 62	△ 34	△ 96
⑪農業集落排水処理施設使用料 【非強制徴収公債権】	R3	99.4	44.8	1,960	3,112	5,072
	R4	99.5	44.4	1,377	2,759	4,136
	R5	99.4	31.2	1,596	2,522	4,118
R3対R5比		0.0	▲ 13.6	△ 364	△ 590	△ 954
⑫学校給食費 【私債権】	R3					
	R4	99.7	55.5	1,289	332	1,621
	R5	99.7	50.6	1,439	801	2,240
R3対R5比		99.7	50.6	1,439	801	2,240
⑬病院診療費等 (長浜病院) 【私債権】	R3	96.4	39.3	42,706	51,832	94,538
	R4	95.7	45.1	53,138	51,449	104,587
	R5	95.7	49.9	55,686	51,647	107,333
R3対R5比		▲ 0.7	10.6	12,980	△ 185	12,795
⑭病院診療費等 (湖北病院) 【私債権】	R3	96.4	68.1	7,162	3,053	10,215
	R4	97.0	76.7	5,792	2,384	8,176
	R5	96.4	71.8	7,599	2,301	9,900
R3対R5比		0.0	3.7	437	△ 752	△ 315
合 計	R3	97.7	37.8	555,521	684,386	1,239,907
	R4	97.7	39.0	566,279	587,052	1,153,331
	R5	96.8	39.6	555,893	517,317	1,073,210
R3対R5比		▲ 0.9	1.8	372	△ 167,069	△ 166,697

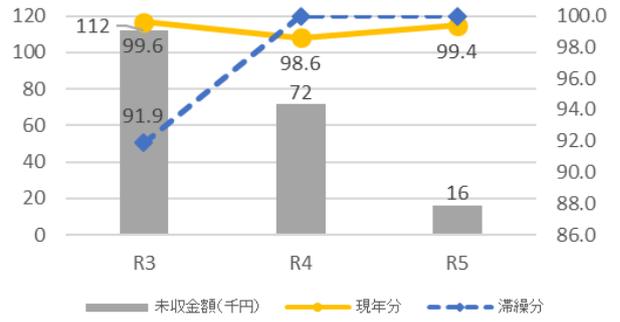
※各年度の数値は「債権管理条例（徴収計画）の運用実績と評価」から抜粋



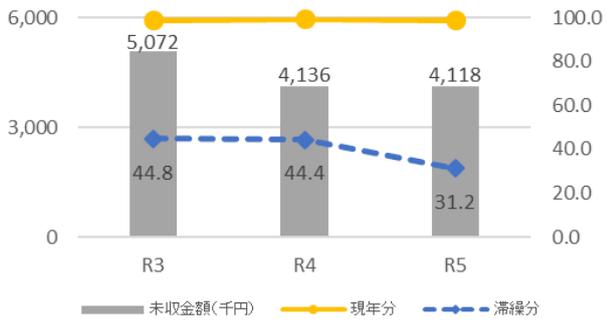
⑨公共下水道使用料



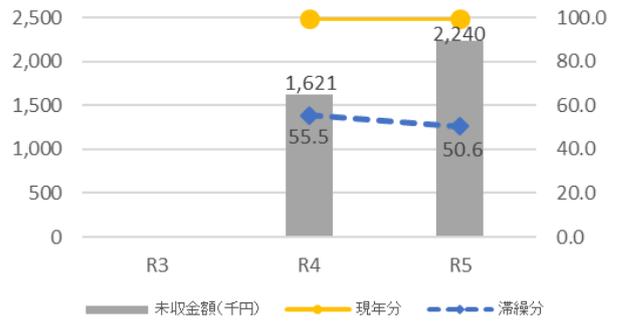
⑩公共下水道受益者負担金



⑪農業集落排水処理施設使用料



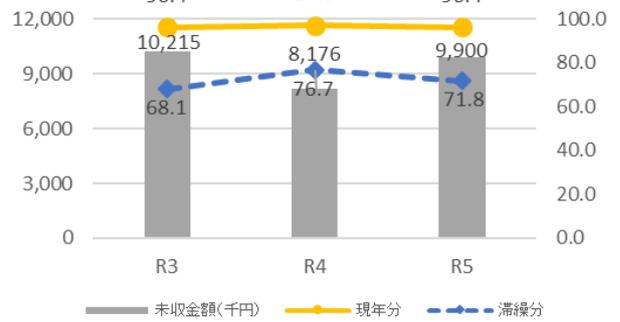
⑫学校給食費



⑬病院診療費等(長浜病院)

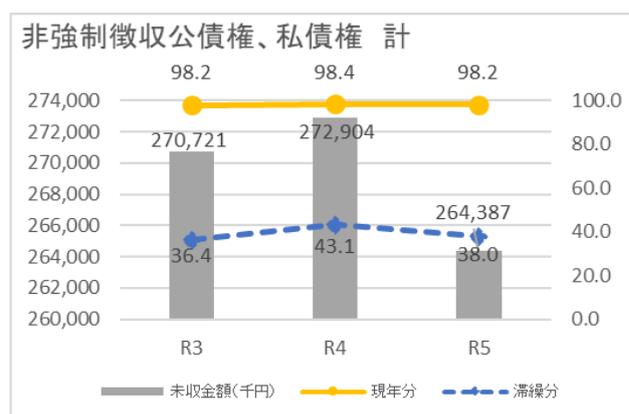
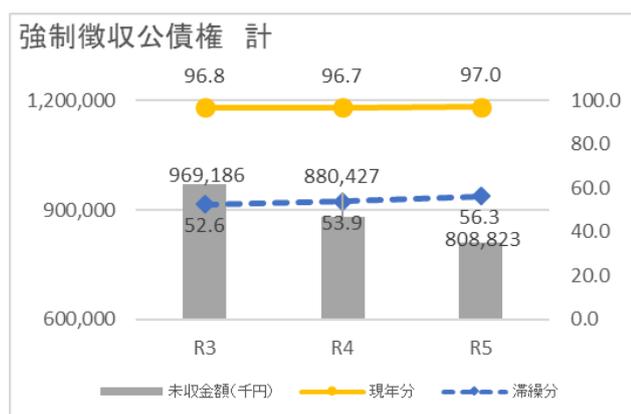


⑭病院診療費等(湖北病院)



### 【第4期債権管理計画期間における中間実績取りまとめ（債権種類別）】

債権名	年度	収納率 (%)		未収金額 (千円)		
		現年分	滞繰分	現年分	滞繰分	合計
強制徴収公債権計 ①+②+③+④+⑤+⑨+⑩	R3	96.8	52.6	502,460.0	466,726.0	969,186
	R4	96.7	53.9	503,447.0	376,980.0	880,427
	R5	97.0	56.3	488,181.0	320,642.0	808,823
R3対R5比		0.2	3.7	△ 14,279	△ 146,084	△ 160,363
非強制徴収公債権、私債権計 ⑥+⑦+⑧+⑪+⑫+⑬+⑭	R3	98.2	36.4	53,061.0	217,660.0	270,721
	R4	98.4	43.1	62,832.0	210,072.0	272,904
	R5	98.2	38.0	67,712.0	196,675.0	264,387
R3対R5比		0.0	1.6	14,651	△ 20,985	△ 6,334
合 計	R3	97.4	45.1	555,521	684,386	1,239,907
	R4	97.6	48.5	566,279	587,052	1,153,331
	R5	97.6	47.2	555,893	517,317	1,073,210
R3対R5比		0.1	2.0	372	△ 167,069	△ 166,697



## 【対象とする債権の根拠法令】

### (1) 強制徴収公債権

債権名	徴収根拠	時効	時効の根拠	時効の援用 不要の根拠	督促の時効 更新根拠	滞納処分 の根拠
市税	地方税法第2条	5年	地方税法第18条第1項	地方税法第18条第2項	地方税法第18条の2	地方税法第331条第6項
国民健康保険料(税)	国民健康保険法第76条 (地方税法第703条の4第1項)	2年 (5年)	国民健康保険法第110条第1項 (地方税法第18条第1項)	地方自治法第236条第2項 (地方税法第18条第2項)	国民健康保険法第110条第2項 (地方税法第18条の2)	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 (地方税法第728条)
後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律第104条	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	地方自治法第236条第2項	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第2項	高齢者の医療の確保に関する法律第113条 地方自治法第231条の3第3項
介護保険料	介護保険法第129条	2年	介護保険法第200条第1項	地方自治法第236条第2項	介護保険法第200条第2項	介護保険法第144条 地方自治法第231条の3第3項
公共下水道使用料	下水道法第20条第1項 長浜市下水道条例第16条	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第3項 地方自治法附則第6条第3号
保育所保育料	子ども・子育て支援法附則第6条第4項	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	子ども・子育て支援法附則第6条第6項
生活保護費返還金(平成30年10月1日以後に市町が支弁した保護費に係る生活保護法第63条の規定による徴収金)	生活保護法第63条	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	生活保護法第77条の2第2項
生活保護費徴収金(平成26年7月1日以後に市町が支弁した保護費に係る生活保護法第78条の規定による徴収金)	生活保護法第78条第1項	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	生活保護法第78条第4項
児童扶養手当返還金	児童扶養手当法第23条第1項	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	児童扶養手当法第23条第1項

## (2) 非強制徴収公債権

債権名	徴収根拠	時効	時効の根拠	時効の援用 不要の根拠	督促の時効 更新根拠	督促・延滞金 の根拠
農業集落排水処理 施設使用料	地方自治法 第 225 条	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、2 項
生活保護費返還金 (強制徴収公債権 に該当するものを 除く)	生活保護法 第 63 条	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項
生活保護費徴収金 (強制徴収公債権 に該当するものを 除く)	生活保護法 第 78 条第 1 項	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項
児童扶養手当返還 金(強制徴収公債 権に該当するもの を除く)	民法第 703 条	5 年	地方自治法第 236 条第 1 項	地方自治法第 236 条第 2 項	地方自治法第 236 条第 4 項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、第 2 項

## (3) 私債権

債権名	※時効	時効の根拠	時効の援用の根拠	消滅時効の更新根拠
市営住宅使用料	5 年	民法第 166 条第 1 項	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項 民法第 147 条
住宅改修資金 貸付金等	5 年 (10 年)	民法第 166 条第 1 項	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項 民法第 147 条
学校給食費	5 年 (2 年)	民法第 166 条第 1 項	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項 民法第 147 条
病院診療費	5 年 (3 年)	民法第 166 条第 1 項	民法第 145 条	地方自治法第 236 条第 4 項 民法第 147 条

※民法改正により令和 2 年 4 月 1 日以降は「権利を行使できることを知った日から 5 年」。

それ以前は、債権によって 2 年～10 年。